# 東北電力株式会社 女川原子力発電所 計量管理規定の変更認可について

### I. 審査の結果

「東北電力株式会社 女川原子力発電所」(以下「発電所」という。)に係る計量管理規定に関し、同社から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「法」という。)第61条の8第1項の規定に基づき申請があった「計量管理規定の変更認可申請書」(令和2年4月17日付け)について審査した結果、当該申請は、法第61条の8第2項に定める「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でないと認めるとき」に該当しないと認められる。

## Ⅱ. 申請の概要

申請者名:東北電力株式会社

代表者氏名:取締役社長 社長執行役員 樋口 康二郎

申 請 日:令和2年4月17日

申請の理由:法令改正の適用及び女川原子力発電所第1号機の廃止に伴う使用済

燃料プール内保管新燃料の搬出経路の追加のため。

申請の内容:変更の概要は以下のとおり。

1. 法令改正に伴う変更

2. 女川原子力発電所1号機の廃止に伴う使用済燃料プール内保管 新燃料の搬出経路の追加

## Ⅲ. 審査の内容

本件審査に当たっては、本申請に係る計量管理規定変更の内容が、国際規制物資の使用等に関する規則(昭和36年総理府令第50号。以下「規則」という。)第4条の2の2に基づく規定を満たしていること及び法第61条の8第2項の規定に定めるところの「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でないと認めるとき」に該当しないことを確認した。

その内容は、以下のとおりである。

#### 1. 法令改正に伴う変更

- (1) 法第68条第3項(立入検査関連)が削除(令和2年4月1日施行)されたことに伴い、項番号が「第5項、第8項、第9項、第11項、第12項、第13項、第14項」から「第4項、第7項、第8項、第10項、第11項、第12項、第13項」に適切に変更されていることを確認した。(該当箇所:第23条、第48条)
- (2) 法第43条の3の15 (施設定期検査) が削除(令和2年4月1日施行) されたことに伴い、「施設定期検査」が「定期事業者検査」に適切に変更されて

いることを確認した。(該当箇所:別表第5)

- (3) 規則第7条第31項及び第32項が追加(平成29年7月10日施行)されたことに伴い、項番号「第32項」が「第34項」に適切に変更されていることを確認した。(該当箇所:別表第8)
- 2. 女川原子力発電所 1 号機の廃止に伴う使用済燃料プール内保管新燃料の搬出経路の追加

女川原子力発電所1号機の廃止に伴い、使用済燃料プール内保管新燃料の搬出 経路として、使用済燃料プール等: Cから新燃料貯蔵庫等: Aの経路追加が適切 に変更されていることを確認した。